（仮）深谷市学校薬剤師会会則　案

第１章　総則

（名称）
第１条　本会は、深谷市学校薬剤師会（以下「本会」という。）という。

（目的）
第２条　本会は、学校保健安全法に基づき、深谷市内の学校薬剤師相互の連絡協調を図るとともに、その職能及び技能の向上に努め、児童生徒及び教職員の健康の保持増進並びに学校における環境衛生及び薬事衛生の向上に寄与することを目的とする。

（事業）
第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 学校環境衛生検査その他学校薬剤師の職務遂行に関する連絡調整
(2) 学校保健衛生に関する研究及び研修会の開催
(3) 深谷市薬剤師会、深谷市教育委員会その他関係機関との連携及び協力
(4) 総会の開催
(5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第２章　会員

（会員の資格）
第４条　本会の会員は、深谷市内の学校薬剤師として選任され、又は選任されることを希望する者のうち、次に該当する薬剤師とする。

・深谷市薬剤師会に加入する薬局に勤務する薬剤師

上記以外の例外的会員の取扱いは、会長が深谷市薬剤師会と協議の上、その都度判断するものとする。

（入会）
第５条　学校薬剤師として新たに選任された者は、毎年５月頃を目途に、担当する学校から委任状の交付を受けることをもって、本会の会員となる。

（退会及び資格の喪失）
第６条　会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

(1) 学校薬剤師の委嘱を解かれたとき
(2) 第４条に規定する要件を満たさなくなったとき

第３章　役員

（役員）
第７条　本会に役員として、会長１名を置く。

（職務）
第８条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

２　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、深谷市薬剤師会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理し、又は行う。

（事務局）
第９条　本会の事務局は、深谷市薬剤師会事務局内に置き、会務の処理に当たる。

第4章　総会

（総会の種別）
第10条　総会は、定期総会及び臨時総会とする。

（定期総会）
第11条　定期総会は、毎年度1回、4月から6月までの間に会長が招集する。

（臨時総会）
第12条　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに、会長が招集する。
(1) 会長が必要と認めたとき
(2) 会員の3分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して招集の請求があったとき

（総会の付議事項）
第13条　総会は、次の事項を審議し、決定する。
(1) 事業報告及び決算に関する事項
(2) 事業計画及び予算に関する事項
(3) 会則の変更に関する事項
(4) その他本会の運営に関する重要事項

（定足数及び議決）
第14条　総会は、会員（委任状による出席を含む。）の過半数の出席がなければ開くことができない。
2　総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
3　総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

（議事録）
第15条　総会の議事については、議事録を作成する。

第5章　会計

（経費）
第16条　本会の経費は、深谷市薬剤師会から交付される運営費をもって充てる。
2　運営費の額は、年額10,000円とする。
3　器具の購入等により経費が不足するときは、深谷市薬剤師会に援助を求めることができる。

（会費）
第17条　会費は、担当校1校につき年額1,000円とする。
2　会費は、深谷市薬剤師会に納付し、同会の収入とする。
3　会費の納入方法は、総会の議決を経て別に定める。

（報酬）
第18条　学校薬剤師の報酬は、次のとおりとする。
(1) 市立学校　深谷市に準ずる。
https://en3-jg.d1-law.com/fukaya/d1w_reiki/mokuji_bunya.html
第5編 給与_第1章 報酬・費用弁償
深谷市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬及び費用弁償に関する条例　参照
(2) 私立学校及び県立学校　個別案件として取り扱う。

（事業年度）
第19条　本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（会計の確認）
第20条　会長は、毎会計年度終了後、会計の状況を総会に報告し、会員の確認を受けなければならない。

第6章　雑則

（委任）
第21条　この会則に定めのない事項については、会長が深谷市薬剤師会と協議して定める。

第7章　附則

（会則の変更）
第22条　この会則を変更するときは、総会の議決を経なければならない。

（施行期日）
第23条　この会則は、令和　　年　　月　　日から施行する。

以上